

●香川県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年5月17日から同年6月7日まで一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町桜川1丁目甲300番 4地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	7.5~14.6	35	平成30年香川県告示第 163号で変更した区域 の一部

- 4 供用開始の期日 令和元年5月17日